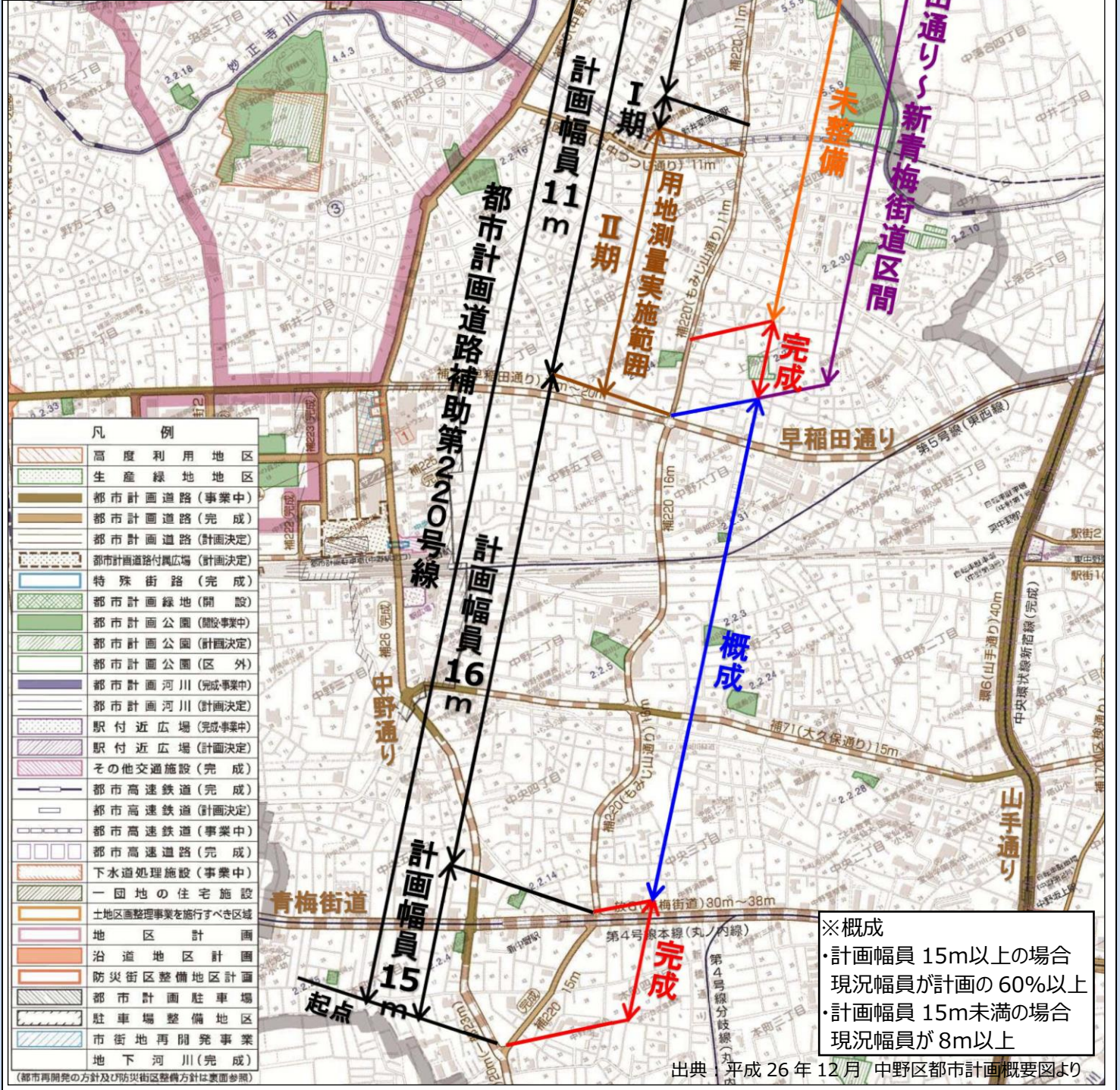


都市計画道路補助第 220 号線 (Ⅱ期 早稲田通り~五中つつじ通り区間) 用地測量説明会

補助第 220 号線の都市計画概要	
都市計画決定	昭和 41 年 7 月 30 日 (建設省告示第 2428 号)
位置 (起点~終点)	中野区 本町四丁目~松が丘一丁目
延長	3,470m
計画幅員	11m、15m、16m



用地測量の目的と作業工程

目的

補助第 220 号線の計画線にかかる土地の境界等について調査し、提供していただく土地の正確な面積を求めるものです。

作業工程

資料調査	土地等に関する登記情報や公図、地積測量図などの資料を確認し、土地に関する基本的な情報を調査するものです。
現地調査	主に道路上から測量の基礎となる基準点の位置等の確認などを行います。
復元測量	境界確認に先立ち、既設の境界杭の位置を確認し、亡失等があれば復元すべき位置に仮杭を設置する作業です。
境界確認	登記資料や土地境界確認書などを参考とし、現地で権利者立会いの上で、一軒ごとに土地境界を確認する作業です。
境界測量・境界点間測量	敷地境界に関して座標値等を求めることやその境界点間の距離を測定する作業です。
面積計算	境界測量の成果に基づき、取得用地及び残地の面積を算出する作業です。

- ・調査や測量作業においては、状況により、敷地内に立ち入りさせていただくことがあります。
- ・境界確認では、隣接地も含めて、お立会いをお願いいたします。
- ・立ち合い日時は、同時に複数の方をお願いするため、区から指定させていただきます。
立ち合いは、10 日ほど前までにご案内いたします。

境界確認の事例（Aの土地を調査、測量する場合）

(Aの土地を調査、測量する場合)

Aの地権者の方
隣接地との境界や接している道路の境界を確認

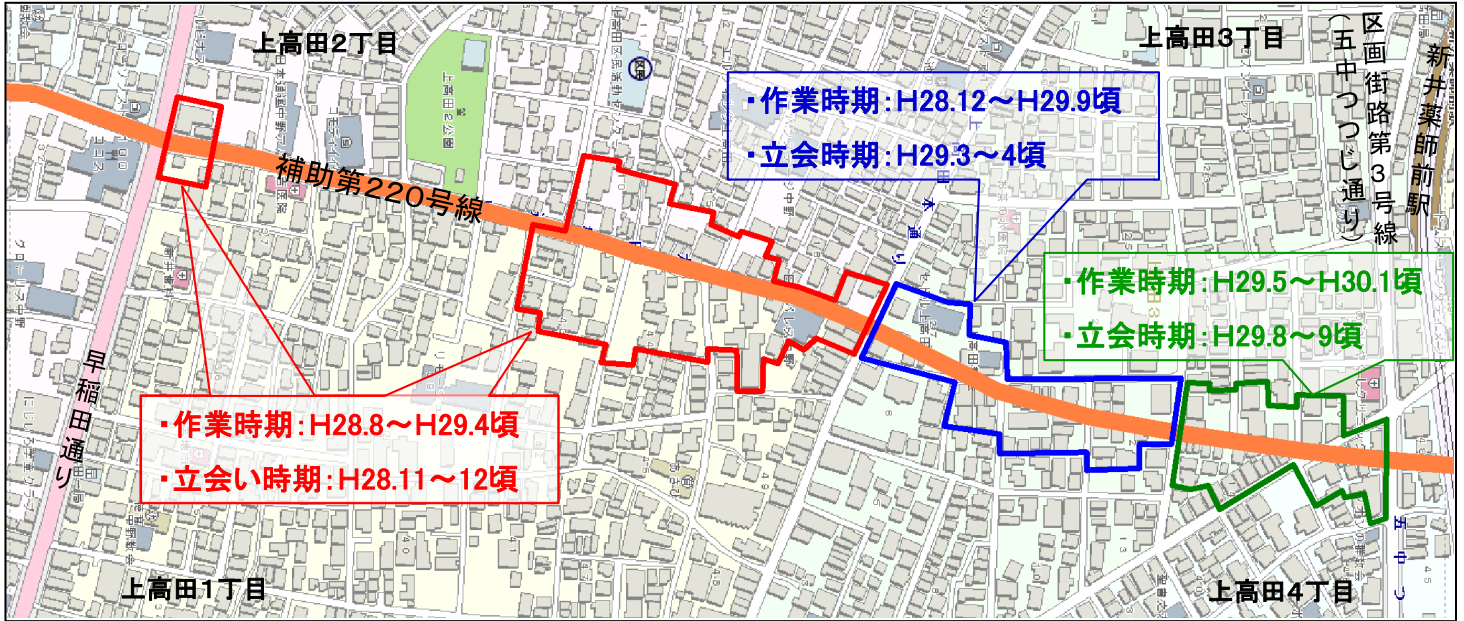
B、C、D、Eの地権者の方
Aに隣接しているためそれぞれの境界点を確認

※C、Dの土地をお持ちの方は、計画線にはかかっておりませんが、Aの土地の面積を確定するため、立会いをお願いいたします。

○ 境界点(立会いをお願いする点) — 境界

測量範囲及びスケジュール（予定）

測量範囲が広いことから、地区を分けて順次行っていきます。



各地区ごとに以下のスケジュールを進める計画です。

区間	平成28年度									平成29年度											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
共通	現地調査 説明会																				用地幅杭設置測量
A地区		復元測量			立合い		境界測量		図面等作成												
B地区					復元測量			立合い		境界測量				図面等作成							
C地区										復元測量				立合い		境界測量					図面等作成

測量の体制等

その他	お問い合わせ先
用地測量作業においては、土地への立ち入りはお願いしますが、 建物の中へ立ち入ることはありません。 「2～3名体制」で、「腕章」を付け「身分証明書」を携帯	【測量について】
	測量作業：双葉航測株式会社 電話：03-5937-5005 担当：青山、宮崎
	【補助第220線について】
	中野区 都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野 電話：03-3228-5405 FAX：03-3228-5417

